

## 船舶事故調査報告書

平成21年10月15日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委 員 横 山 鐵 男（部会長）  
 委 員 山 本 哲 也  
 委 員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成20年9月18日 08時05分ごろ
発生場所	静岡県松崎町松崎港西方沖 松崎港西防波堤灯台から真方位280°5, 280m付近 （概位 北緯34°46.0′ 東経138°43.0′）
事故調査の経過	平成20年10月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか2人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第一 <sup>せいしやう</sup> 清正丸、14トン SO2-4725（漁船登録番号）、個人所有 21.20m×4.48m×1.67m、FRP ディーゼル機関、478kW、平成6年7月28日
乗組員等に関する情報	船長 男性 60歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和52年10月14日 免許証交付日 平成18年8月14日 （平成24年6月26日まで有効） 甲板員A 男性 66歳 二級小型船舶操縦士（5トン）・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年1月23日 免許証交付日 平成16年8月16日 （平成22年2月15日まで有効）
死傷者等	負傷 1人（甲板員A：右下腿骨骨折）
損傷	なし
事故の経過	本船は、平成20年9月18日03時00分ごろ、船長ほか甲板員3人が乗り組み、底びき網漁の目的で、静岡県沼津市戸田漁港を出港し、05時30分ごろ同県松崎港西方沖に到着して操業を開始した。 本船は、08時00分ごろ、3回目の投網作業に取りかかり、ひき綱の先端に取り付けたブイを船尾から海上に投入し、船長が遠隔操縦装置について機関を前進にかけ、ひき綱を約1,400m繰り出して停船した。 船長から連結作業の配置につくよう合図があり、甲板員Bと甲板員Cとがひき綱を支え、甲板員Aがひき綱と漁網側の <sup>そでまたづな</sup> 袖股綱の端部とを連結し、その連結部を右舷船尾から海上に投入した。 本船が前進を始めて袖股綱が船尾から海上に走出し始め、甲板員Aは、少しあらずさりして走出状況を見守っていたところ、袖股綱に続いて走出する浮子

	<p>つな 綱が右足首に絡まった。</p> <p>甲板員Aは、右足に絡まった浮子綱によって船尾端まで引きずられ、叫び声をあげて船尾端右舷側のローラーにしがみついた。</p> <p>叫び声で事態を知った船長が機関を後進にかけ、甲板員Bと甲板員Cが甲板員Aを背後から抱きかかえたとき、甲板員Aの長靴が脱げて浮子綱が外れた。</p> <p>船長は、自宅に電話して救急車の手配を依頼し、甲板員Aは、帰港後、救急車で病院に搬送された。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 雨、風向 北東、風力 2</p> <p>海象：平穏</p>	
その他の事項	<p>甲板員Aは、足下を確認しなかった。</p> <p>船長は、甲板員には安全に作業するよう指導していた。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>甲板員Aは、海上に走出する浮子綱が右足首に絡まって引きずられながら締め付けられたものと考えられる。</p> <p>甲板員Aは、投網作業中、足下を確認せず、浮子綱を跨いでいることに気付かなかつたため、同綱が走出して甲板員Aの右足首に絡まったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が松崎港西方沖で投網作業中、甲板員Aが浮子綱を跨いでいることに気付かなかつたため、甲板員Aの足首に走出した同綱が絡まったことにより発生したものと考えられる。</p>	